

東京都福祉サービス第三者評価を受審して公表に同意した場合

- (1) 対象となる事業所は、居宅介護支援事業所からの紹介率が80%を超えた法人のサービス事業所で、居宅サービス計画に最も多く位置付けられた事業所とする。
- (2) 東京都福祉サービス第三者の有効期間は、評価実施期間最終日（福祉サービス第三者評価結果報告書における事業者の同意日）を起算日とし、起算日が属する判定期間から6期分とする。
- (3) 評価結果が次の条件を満たす場合に限る。
- ア 「標準の評価」を選択した事業所は、【別表】の①の欄に掲げる評価結果であること。
- イ 「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」を選択した事業所は、【別表】の①及び②の欄に掲げる評価結果であること。

【別表】

対象事業所	① サービス項目《6-1～16》		② 利用者保護に関する項目	
	評価項目数	評価	評価項目数	評価
訪問介護	16	全ての評価項目 で「標準項目を すべて満たして いる状態」	2	全ての評価項目 で「標準項目を すべて満たして いる状態」
通所介護	22 ※		2	
地域密着型通所介護	18 ※		2	
福祉用具貸与	15		2	

※ 入浴介助体制がない事業所については、これを除いた項目とする。